

平成 25 年度 第 2 回大船渡市都市計画審議会 審議結果報告書

平成 25 年 10 月 3 日

1. 審議日時

平成 25 年 10 月 3 日（木） 13:30～14:15

2. 審議場所

大船渡市役所 地階大会議室

3. 出席者

都市計画審議会委員 10 名（別紙のとおり）

事務局：佐藤災害復興局長

土地利用課：木下課長、兼杉技監、海山補佐、佐藤（淳）主任、山中技師

魚市場建設推進室：鈴木次長

UR 都市機構：中川所長、後藤主査

4. 傍聴人

1 名

5. 審議結果

議案第 1 号 大船渡都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
原案可決

議案第 2 号 大船渡都市計画市場の変更について
原案可決

6. 審議経過

議案第 1 号及び議案第 2 号の審議において、委員から次のとおり質問が出された後、全て原案どおり可決された。

▽ 議案第 1 号 大船渡都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

<伊藤力也委員>

防火地域及び準防火地域については、一定の面積等を超えた建築物などを建築する場合に防火建築物にする必要があるなどの制限があると理解している。議案の説明では、今回の変更は、防火地域を廃止し、その部分を準防火地域に変更し、準防火地域がその分拡大することだが、なぜ、今の時期に変更するのかもう少し詳しく説明してほしい。

<事務局>

今回の防火地域及び準防火地域の変更を行おうとする地域では、大船渡駅周辺地区土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業を進めている。

それらの事業によって、道路幅員がある程度確保されるなどの安全な市街地形成が図られること、JR 線路より東側について、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を指定し、別の制限が課される予定であることなどを考慮し、防火地域については廃止したい。

しかし、いままでと変わらず大船渡市の中心市街地であり、賑わいのある場所となることから、防火上

の観点からある程度の制限は必要と考え、準防火地域とするものである。

▽ 議案第2号 大船渡都市計画市場の変更について
質疑等なし

▽ その他
なし